



発行  
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○開発行為に関する工事完了……………  
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二

告示

●東京都告示第千八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区高輪三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物


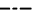

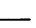
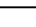
別図

座標値一覧

地点	X座標	Y座標
1	-41018.561	-8633.187
2	-41022.266	-8633.864
3	-41022.266	-8633.997
4	-41022.925	-8633.981
5	-41027.942	-8634.875
6	-41028.289	-8634.937
7	-41029.855	-8635.216
8	-41034.787	-8636.095
9	-41034.713	-8646.239
10	-41029.719	-8645.350
11	-41029.592	-8638.302
12	-41027.402	-8637.906
13	-41018.153	-8636.234

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第189号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

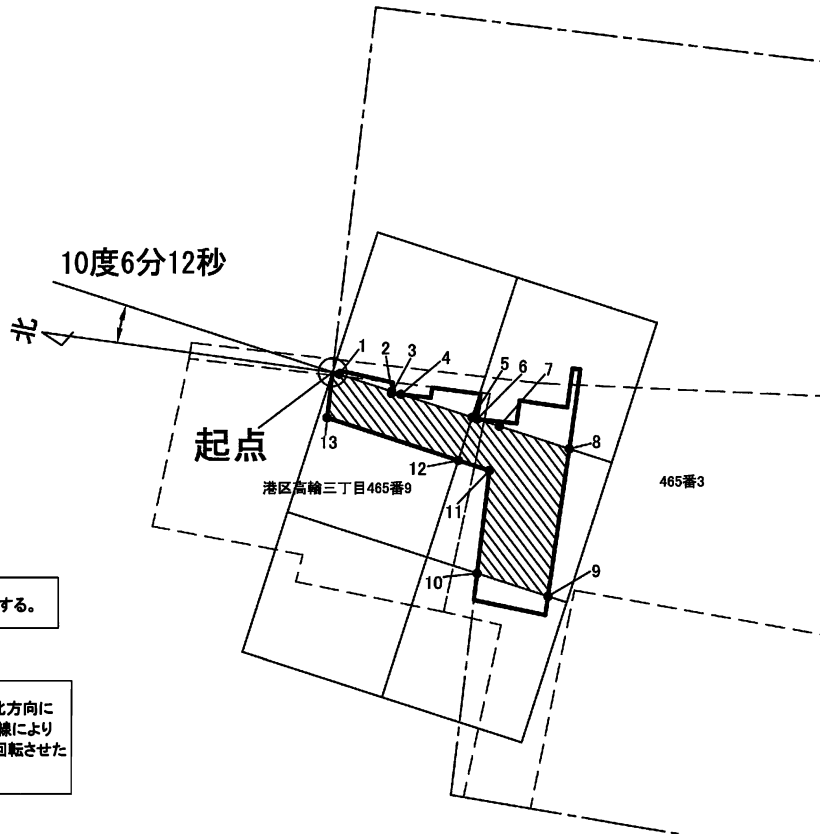
-  形質変更時要届出区域
-  敷地境界
-  筆境界
-  調査対象地
-  単位区画

【起点】

起点は、座標値(X=-41018.097、Y=-8633.121)とする。

【格子の回転角度(10度6分12秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一號(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性

# 公 告

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

立川市幸町三丁目七番九の一部、立川市幸町三丁目七番地の一部、同番二十一、同番二十三、同番二十五の一部、同番二十六から同番二十八まで、十五番二及び同番六

須崎 孝

国立市中一丁目二番四十一、同番四十二、同番五十四並びに北二丁目三十八番二、同番三、同番四及び同番五の各一部  
小金井市本町一丁目十八番十号  
株式会社JRC中央線コミュニケーションデザイン  
代表取締役 高橋 好一